税理士連絡協議会

令和５年９月７日（木）
午前 10 時 00 分～
あさひホール（ラピオ５階）

１　支部長あいさつ

２　税務署長あいさつ

３　議題

（１）ダイレクト納付の利便性向上について【管理運営】
別添資料参照

（２）確定申告関係書類の印刷部数削減について【個人】

（３）相続税 e-Tax の更なる積極的な利用に関するお願い【資産】
別添資料参照

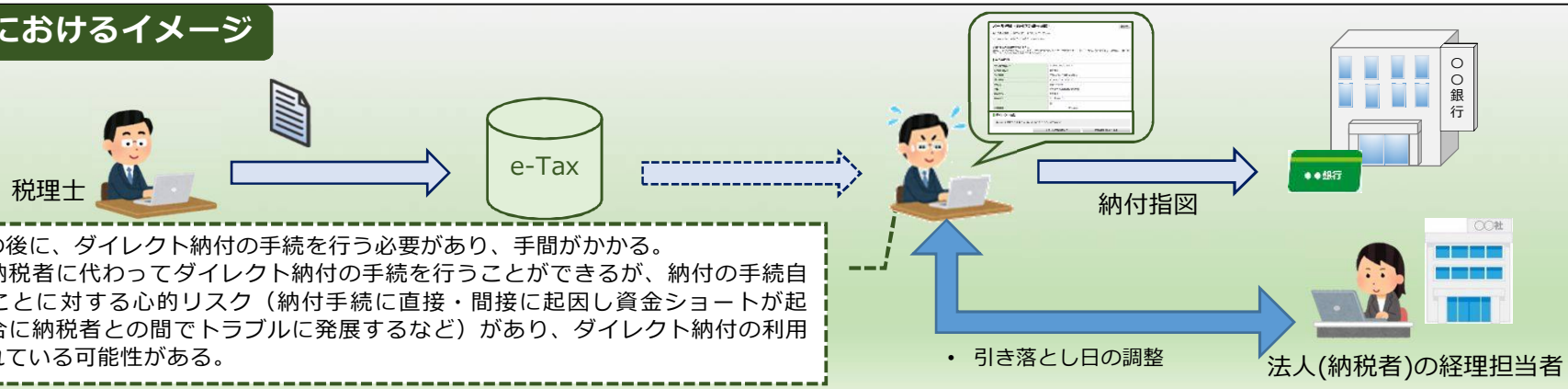
（４）扶養控除等の是正通知書について【法人】

ダイレクト納付の利便性向上（令和５年度税制改正）

現行制度

◆ ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）は、あらかじめ利用届出書を提出することで、e-Taxを利用して申告等した後、簡単な操作で、**即時又は期日を指定して**預貯金口座からの口座引落しにより納付できる制度。

現行制度におけるイメージ



- 電子申告の後に、ダイレクト納付の手続を行う必要があり、手間がかかる。
- 税理士が納税者に代わってダイレクト納付の手続を行うことができるが、納付の手続自体を行うことに対する心的リスク（納付手続に直接・間接に起因し資金ショートが起こった場合に納税者との間でトラブルに発展するなど）があり、ダイレクト納付の利用が阻害されている可能性がある。

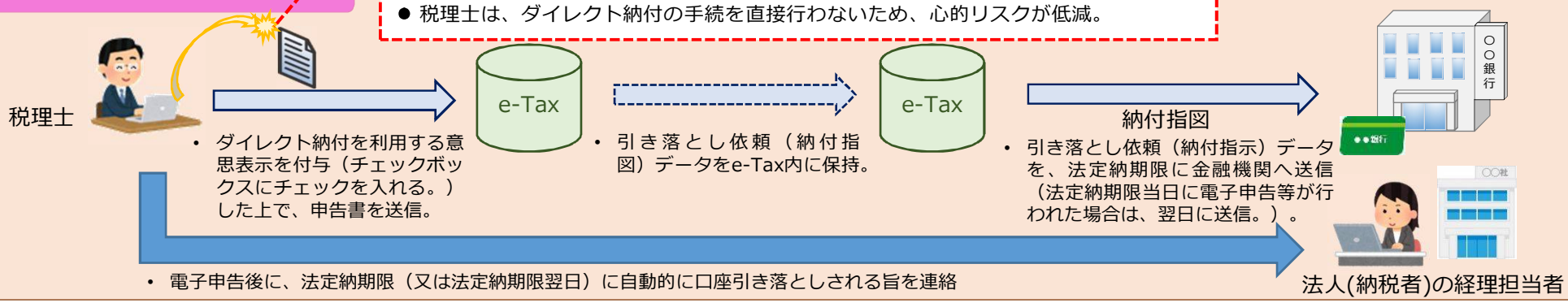
改正概要 【令和６年４月１日以降】

◆ 電子申告（期限内申告に限る。）と併せてダイレクト納付を行う意思表示を行うこと（税額が１億円以下(注)の場合に限る。）で、**各申告手続の法定納期限に自動的に口座引落し**を実施する。当該手続が法定納期限に行われた場合は、その翌日に自動的に口座引き落としを行うこととするとともに、その納付については期限内の収納として取り扱う規定を設ける。

(注)経過措置が設けられる予定。

改正のイメージ

- 電子申告時にダイレクト納付の手続まで完了するため、利便性が大幅に向上。
- 税理士は、ダイレクト納付の手続を直接行わないため、心的リスクが低減。



- ダイレクト納付を利用する意思表示を付与（チェックボックスにチェックを入れる。）した上で、申告書を送信。
- 引き落とし依頼（納付指図）データをe-Tax内に保持。
- 引き落とし依頼（納付指示）データを、法定納期限に金融機関へ送信（法定納期限当日に電子申告等が行われた場合は、翌日に送信。）。
- 電子申告後に、法定納期限（又は法定納期限翌日）に自動的に口座引き落としされる旨を連絡

税理士の皆さまへ

相続税申告は e-Tax をご利用ください

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化の推進を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

ポイント１　添付書類はイメージデータで送信可能

「戸籍の謄本」や「遺産分割協議書」などの添付書類をイメージデータ（PDF形式）で送信することで、税務署に出向くことなく提出ができます。

最新情報

１　添付書類の見直し：「提出をお願いしている書類」を見直すことにより、添付書類の削減を行いました。
詳しくは、「イメージデータで提出可能な添付書類」をご確認ください。
【掲載場所】e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告

【添付書類】

２　イメージデータ送信容量の拡大：１回当たりの送信容量を８MB から **14MB に拡大**しました。

提出方法	内容
e-Tax 送信	●同時送信方式：申告・申請等データの送信時に、イメージデータ（PDF 形式）で提出可能な添付書類を同時に送信する方法 ●追加送信方式：申告・申請等データの送信後に、受信通知から別途、イメージデータ（PDF 形式）で提出可能な添付書類を追加で送信する方法（10 回送信まで）
光ディスク等で提出	●申告・申請等データの送信後に、イメージデータ（PDF 形式）で提出可能な添付書類を光ディスク等に格納し、光ディスク等を提出する方法 【参考】提出に当たっては「e-Taxによる相続税申告の添付書類の光ディスク等による提出に当たっての留意事項」をご確認ください。 【掲載場所】e-Tax ホームページ ⇒ 目的から探す ⇒ 利用可能手続 ⇒ 相続税申告

【留意事項】

（注）PDF ファイルは、
①解像度 200dpi 相当以上
②赤色・緑色・青色が 256 階調（24 ビットカラー）以上
③目視により内容が確認可能
④パスワード設定なし
となるように作成してください。



ポイント２　データ管理・ペーパーレス化が可能

送信した申告や受付結果等をデータで保存・管理できるため、文書管理の効率化とペーパーレス化が図られます。
書類の郵送等を省略できるため、コスト削減（紙代・郵送料・交通費など）につながります。

ポイント3　財産取得者の利用者識別番号があれば代理送信可能

財産取得者（申告書を提出する方）の
①署名、②電子証明書（マイナンバーカード等）、③本人確認書類
が不要です。

（注）利用者識別番号の入力がない財産取得者については、相続税の申告書を提出したことになりませんので、ご注意ください。

利用者識別番号の取得状況の確認

利用者識別番号は、**①過去に電子申告を行った申告書の控え、②税務署からの郵送物、③e-Tax のマイページ**などから確認できます。財産取得者への確認の際は、「相続税の申告をされる皆さまへ 相続税申告は e-Tax をご利用ください」をご活用ください。

【掲載場所】国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

【財産取得者用リーフレット】

利用者識別番号が分かる	利用者識別番号が分からない（取得しているか不明）	利用者識別番号を取得していない
取得済の利用者識別番号を使用してください。	「変更等届出書」を e-Tax で送信※（税理士等による代理送信も可能） **最新情報** ◆変更等届出書の参考事項欄に、**「相続税申告の委任有」及び「税理士への連絡希望」と入力**していただくことで、利用者識別番号が【有】の場合、**「税理士等」欄に記載の電話番号に利用者識別番号を連絡**します。 （注）e-Tax ソフト又は国税庁の仕様公開に基づく民間ソフトを使用し、税理士等が電子署名を付与して送信された場合に限ります（書面又は「e-Tax の開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」は本取扱いの対象外になりますので、ご注意ください）。	「開始届出書」を e-Tax で送信※ （税理士等による代理送信も可能）
利用者識別番号が【有】の場合 既存の利用者識別番号と仮暗証番号が記載された通知書が、税務署から財産取得者宛に郵送されます。	利用者識別番号が【無】又は【廃止】されている場合 利用者識別番号が無い又は廃止されている旨を税務署から代理送信をした税理士等に対して電話によりお伝えしますので、「開始届出書」を e-Tax で代理送信してください。	利用者識別番号をオンラインで**即時発行** 既に利用者識別番号を取得している場合、新たな利用者識別番号を取得すると、これまで e-Tax で申告した内容等を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

※「変更等届出書」及び「開始届出書」は財産取得者の住所地の所轄税務署宛に送信してください。

参考情報

相続税申告書の代理送信等に関するＱ＆Ａを国税庁ホームページに掲載しています。

【掲載場所】　国税庁ホームページ ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

【代理送信 Q&A】

事前準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　0570-01-5901（全国一律市内通話料金）
受付時間：月～金曜日　9：00～17：00（休祝日及び 12 月 29 日～１月３日を除く）

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

国税庁　法人番号 7000012050002

令和５年６月